



8月10日は「道の日」

記者発表資料

8月「道路ふれあい月間」 埼玉県内5機関による連携同時取締を実施しました。 ～4箇所、違反車両5台に措置命令等指導実施～

積載重量超過車両は、道路を早く傷めてしまう原因の一つとなっています。みなさんが普段使っている『道路を守る』ためには、通常の維持管理に加え、道路の適正な利用も重要です。また、大型車両が起因した事故が発生すると重大な事故を引き起こすほか、社会経済活動に多大な影響を与えています。

大宮国道事務所、北首都国道事務所では、道路構造物の保全と事故等の交通の危険防止を図るため、特殊車両通行許可制度の普及啓発と法令遵守の意識向上に取り組んでおり、埼玉県狭山警察署及び吉川警察署の協力のもと、並行路線を管理する東日本高速道路関東支社(2車限隊)と協力し、特殊車両の通行に関して連携同時取締りを実施しましたのでお知らせします。併せて、埼玉県と連携し、不正軽油採取調査を実施しました。

引き続き、関係機関と協力し、情報共有・検討等を行いながら、更に輪を広げるなど、道路の適正化、大型車両通行の適正化及び交通の危険防止を積極的に図っていきます。

1. 日 時：令和元年8月6日(火)10:00～12:00
2. 場 所：別添実施箇所図参照
3. 実施結果：特殊車両指導取締り18台計測、うち違反5台
(4台措置命令、1台指導警告)
不正軽油採取調査 7台採取 (うち混和嫌疑数 0台)
※詳細は別紙-1参照



許可重量オーバー



重量・長さ制限値オーバー

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、埼玉県政記者クラブ、さいたま市政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所 TEL:048-669-1200(代表)
副所長(技) 鹿島 秀昭(内線205) 交通対策課長 酒井 与志亜(内線471)
国土交通省 関東地方整備局 北首都国道事務所 TEL:048-942-4041(代表)
副所長(技) 井手 統一(内線204) 管理課長 児玉 憲一(内線431)
東日本高速道路株式会社 関東支社 広報課 TEL:048-631-0222

■ 連携同時取締結果について

1. 日 時：令和元年8月6日(火)10:00~12:00
2. 場 所：別添実施箇所図参照
3. 実施結果：
 - ・特殊車両指導取締り 18台計測、うち違反5台
 (4台措置命令、1台指導警告)
 ※計測・違反台数(内訳)は下表参照
 - ・不正軽油抜き取り調査 7台抜き取り
 (うち混和嫌疑数 0台)

特殊車両指導取締り結果 (単位:台数)

機関名・会社名	計測	違反	(内訳)	
			措置命令	指導警告
国土交通省 大宮国道事務所	2	1	1	0
国土交通省 北首都国道事務所	4	1	0	1
東日本高速道路株式会社 関東支社 所沢車限隊	4	3	3	0
東日本高速道路株式会社 関東支社 加須車限隊	8	0	0	0
計	18	5	4	1

■ 違反者への対応

○ 特殊車両指導取締り(道路法)

違反走行していた車両・運転手に対しては、その場で文書により措置命令※1や指導警告※2を行いました。

なお、今後も繰り返し違反走行を行った者に対しては、各機関(事務所等)において対面による是正指導を行うなどの措置を講じることになります。

指導取締要領が平成27年2月に一部改正され、取締りにて悪質な重量違反者を発見した場合は、告発の手続き(レッドカード)をとることとなっています。

※1・2 措置命令と指導警告について

- ①措置命令:積載物の軽減措置、高速道路外への排出措置等を命ずるもの
(高速道路会社の措置命令は機構による行政処分)
- ②指導警告:違反の程度が軽微であり、措置命令処分を行う必要がないと認められる場合、指導警告を行うもの

現 地 取 締 状 況

①狭山車両取締基地(国道16号) 特殊車両指導取締り



①狭山車両取締基地(国道16号) 不正軽油抜取調査



②三郷車両取締基地(国道298号) 特殊車両指導取締り



③入間料金所(圏央道) 特殊車両指導取締り



④外環三郷西料金所(外環道) 特殊車両指導取締り

(違反車両なしのため取締状況写真掲載はありません)

埼玉県内 連携同時取締実施箇所別の計測・違反台数

1. 連携同時取締実施箇所図



出典: 国土地理院地図

2. 箇所別の計測・違反台数 (特殊車両指導取締り)

